

# 在宅医療で使用した針等の処分

宮崎市からの  
お願い

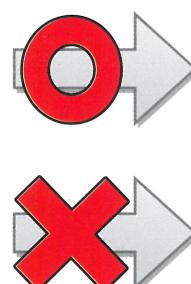
在宅医療で使用した器具類は、針とそれ以外の部分でごみの出し方が異なります。

注射針などは、作業員の針刺し事故につながるため、処分方法は以下のとおりお願いします。

## 注射針など鋭利なもの

注射針などの針の付いているものはすべて、市のごみ収集には出せません。

処分する時は、中が見えるプラスチック製の容器に入れフタをしめ、処方された医療機関・薬局へ返却してください。



処方された  
医療機関・  
薬局へ返却



市のごみ収集

## 針などの鋭利な箇所がないもの（金属製のものを除く）

プラマークが付いているものであっても、「燃やせるごみ」で出してください。

※資源物分別作業中、作業員が感染症に感染する危険性があるため、「燃やせるごみ」以外では出さないでください。



▲CAPDバッグ



▲注射筒(針なし)



◀カテーテル



◀輸液用バッグ

燃やせるごみへ



※処分方法について、医療機関・薬局から別途指示がある場合は、その指示に従ってください。

●お問い合わせ先

宮崎市 環境部 環境業務課

TEL: 0985-25-2111 (代表)

0985-21-1762 (直通)

協力: 公益社団法人 宮崎市郡医師会 一般社団法人 宮崎市郡薬剤師会